○外務省令第十五号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

アゼルバイジャン	アルメニア
マナト	ドラム
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
46	22,800
24	12,000
48	24,000
6	2,800
24	12,000
20	10,000
35	17,600
10	4,800
10	4,800
16	8,000
35	17,600
36	18,000
14	6,800
20	10,000
35	17,600
31	15,200
7	3,600
10	5,200
17	8,400

を

アルバニア	アルメニア
レク	ドラム
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
5,800	22,800
3,000	12,000
6,100	24,000
700	2,800
3,000	12,000
2,500	10,000
4,400	17,600
1,200	4,800
1,200	4,800
2,000	8,000
4,400	17,600
4,500	18,000
1,700	6,800
2,500	10,000
4,400	17,600
3,800	15,200
900	3,600
1,300	5,200
2,100	8,400

に、

アゼルバイジャン
マナト
遺産の額の2／100
46
24
48
6
24
20
35
10
10
16
35
36
14
20
35
31
7
10
17

ポルトガル	モルドバ
ユーロ	レイ
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
42	860
22	452
44	905
5	106
22	452
18	377
32	664
9	181
9	181
15	302
32	664
33	679
12	256
18	377
32	664
28	573
7	136
9	196
15	317

を

ポルトガル	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	モルドバ
ユーロ	デナル	レイ
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
42	2,570	860
22	1,350	452
44	2,700	905
5	320	106
22	1,350	452
18	1,130	377
32	1,980	664
9	540	181
9	540	181
15	900	302
32	1,980	664
33	2,030	679
12	770	256
18	1,130	377
32	1,980	664
28	1,710	573
7	410	136
9	590	196
15	950	317

に、